

3企技第303号 令和3年6月2日付け
福島県土木部技術管理課長通知

建築関係工事における熱中症対策に係る費用について（通知）

福島県発注の建築関係工事における熱中症対策に係る費用について、下記のとおり適用することとしましたので通知します。

記

1 対象工事

全ての建築関係工事とする。

2 工事費への費用計上の考え方

以前から、一般的な熱中症対策に関する項目（別表参照）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、以下のような項目を実施する場合には、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとし、当初工事費には費用計上を行わない。

(1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）

(2) ドライミスト

(3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として、(1)については直接工事費に計上し、(2)及び(3)については共通仮設費に積み上げ計上する。

3 総合評価落札方式での技術提案の取扱い

熱中症対策については、技術提案の有無により受注者の費用負担に差が生じることがないように、入札契約手続き段階における総合評価落札方式の技術提案のテーマとして熱中症対策は求めないこととする。

ただし、熱中症対策以外を目的として、2(1)～(3)の項目についての技術提案があり、採用した場合（例：粉じん対策としてドライミストの提案）、その費用は受注者負担とする。

4 適用時期

令和3年4月1日以降に起工する建築関係工事に適用する。

(別表)

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）

- ・作業場用大型扇風機
- ・作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服 等